

〇いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例

昭和49年10月15日いわき市条例第52号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者（以下「障害者」という。）の受療を容易にするため、障害者に対し医療費の一部を給付し、もつて障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この条例において「療養の給付等」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給並びに法令等の規定により国又は地方公共団体の負担する医療に関する給付をいう。

3 この条例において「被保険者等」とは、医療保険各法に規定する被保険者及び組合員並びに被扶養者をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、療養の給付等を受ける際に負担すべき額をいう。

(受給資格)

第3条 医療費の給付を受けることのできる者は、市内に住所を有する被保険者等で、次の各号のいずれかに該当する障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者及びいわき市乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年いわき市条例第60号）の規定により医療費の助成を受けることのできる者が監護する乳幼児を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者（第4号及び第5条第4項において「身体障害者」という。）で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害で3級のもの

(2) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年児第15号福島県厚生部長通知）の規定により交付を受けた療育手帳に知的障害者として記載されている者（第4号及び第5条第4項において「知的障害者」という。）で当該手帳に記載されている障害の程度の表示がAのもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（次号及び第5条第4項において「精神障害者」という。）で当該手帳に記載されている精神上の障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級のもの

(4) 前3号に掲げる者以外の者で身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいずれか2以上に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障害者は、医療費の給付を受けることができない。

(1) その者の規則で定めるところにより算出した前年（1月から6月までの間に療養の給付等を受けたときは、前々年。次号において同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（次号において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、その年（1月から6月までの間に療養の給付等を受けたときは、前年）の6月1日（次号において「基準日」という。）における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。次号において「旧令」という。）第5条の4第2項に定める額を超える者

(2) その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の規則で定めるところにより算出した前年の所得又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその者の生計を維持するものの規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、基準日における旧令第5条の4第2項に定める額に基準日における旧令第6条の4第1項に定める額を加えた額以上である者（施設等に入所、入院又は入居中の被保険者等の特例）

第4条 市外に住所を有する被保険者等で、国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入所、入院又は入居（規則で定めるこれらに準ずるものを含む。以下この条において「入所等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する施設、病院又は診療所（規則で定めるこれらに準ずるものを含む。以下この条において「施設等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる

ものうち、当該施設等に入所等（2以上の施設等に継続して入所等をしている被保険者等については、最初の入所等）をした際市内に住所を有していたと認められる被保険者等については、市内に住所を有する被保険者等とみなして、前条第1項の規定を適用する。

- 2 市内に住所を有する被保険者等で、入所等をしたことにより、施設等の所在する場所に住所を変更したと認められるものうち、当該施設等に入所等（2以上の施設等に継続して入所等をしている被保険者等については、最初の入所等）をした際市外に住所を有していたと認められる被保険者等については、市外に住所を有する被保険者等とみなして、前条第1項の規定を適用する。

（医療費の給付）

第5条 医療費の給付は、障害者が療養の給付等を受けた場合において支払った一部負担金（一部負担金に医療保険各法の規定による高額療養費が含まれているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額）を限度として行う。

（1） 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされない場合 一部負担金から高額療養費の額を控除した額

（2） 高額療養費の算定につき医療保険各法の規定による世帯合算がされる場合 次の算式により算出した額

$$\begin{array}{c} \text{高額療養費の算定方法による} \\ \text{世帯合算額から控除する額} \end{array} \times \frac{\text{一部負担金}}{\text{高額療養費の算定方法による世帯合算額}}$$

- 2 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の認定を受ける資格があり、かつ、その認定を受けていない障害者に係る医療費の給付は、一部負担金のうち療養の給付等に要する費用の額の1割（一部負担金に医療保険各法の規定による高額療養費が含まれているときは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条の規定の例により算出した額）を限度として行う。

- 3 前2項に規定する場合において、保険者から家族療養費に併せて給付される附加給付（以下「附加給付」という。）があるときは、附加給付の額に相当する額を医療費から控除する。

- 4 第1項及び第2項に規定する給付は、病院又は診療所に入院している精神障害者の医療費（市長が定めるものを除く。）については、行わない。ただし、当該精神障害者が第3条第1項第1号、第2号又は第4号に該当する者（第4号に該当する者については、身体障害者及び知的障害者のいずれにも該当する者に限る。）であるときは、この限りでない。

- 5 第3条第1項の規定により医療費の給付を受けることのできる者の保護者（いわき市子ども医療

費の助成に関する条例（平成21年いわき市条例第24号。以下この項において「子ども医療費助成条例」という。）第2条第2項に規定する保護者をいう。）が子ども医療費助成条例の規定により医療費を助成されたときは、この条例の規定による医療費の給付の対象となる額の限度において、その監護する子ども（6歳に達する日後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）に対してこの条例の規定により医療費を給付されたものとみなす。

（給付の始期及び終期）

第6条 医療費の給付は、第8条に規定する受給資格の認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、受給資格を喪失した日をもって終わる。

（受給資格の認定申請）

第7条 医療費の給付を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

（受給者証の交付）

第8条 市長は、前条の規定により申請があつた場合において、医療費の給付を受ける資格があると認定したときは、申請者に対して受給者証を交付する。

（受給者証の提示）

第9条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が医療を受ける場合は、医療機関等（医療保険各法の規定による保険医療機関又は保険薬局等をいう。以下同じ。）に対し受給者証を提示しなければならない。

（給付の申請）

第10条 受給者は、医療費の給付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、次条第2項の規定に基づき医療費の支払が医療機関等に対して行われる場合は、当該医療機関等からの医療費の請求をもつて当該申請があつたものとみなす。

（給付額の決定等）

第11条 市長は、前条本文の規定により医療費の給付の申請があつたときは、必要な審査を行つた上、給付額を決定し、速やかに受給者に対して医療費を給付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者に対する医療費の給付に替えて、受給者が療養の給付等に関し医療機関等に支払うべき医療費を、医療機関等からの請求に基づき、受給者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつた場合において、医療機関等に対して支払った額が、前条本文の規定による申請があつたとしたならば当該受給者に対し第1項の規定により給付されるべきこととな

る医療費の額を超えるときは、その超える額（次項において「差額」という。）について、受給者は、市長に対して医療保険各法の規定により高額療養費が支給されたとき、又は附加給付があつたときに支払わなければならない。

4 第2項の規定による医療費の支払があつたときは、受給者に対して医療費の給付があつたものとみなす。この場合において、差額がないときにあつては当該医療費を、差額があるときにあつては当該医療費から当該差額を控除した額をもつて給付額とみなす。

（届出の義務）

第12条 受給者は、第7条に規定する申請内容に変更があつたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項に定めるもののほか、受給者は、規則で定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

（受給者証の返還）

第13条 受給者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第14条 医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（医療費の返還）

第15条 市長は、受給者が第三者の行為により疾病又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該損害賠償の額を限度として医療費の返還を求めることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為によつて第11条第1項に規定する医療費の給付又は同条第2項に規定する医療費の支払（以下「給付等」という。）を受けた者があるときは、その者から当該給付等を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和58年3月23日いわき市条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定中一部負担金に係る部分は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年8月18日いわき市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年10月20日いわき市条例第57号抄）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項の規定の適用に当たっては、施行日から昭和59年11月30日までに受給資格の認定の申請があり、かつ、受給資格を認定した社会保険各法に規定する被保険者及び組合員で、同年10月1日現在において受給資格を有していたものについては、改正後の条例第5条中「第7条に規定する受給資格の認定の日から」とあるのは、「昭和59年10月1日から」とする。

附 則（昭和60年3月26日いわき市条例第16号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定は、昭和60年4月1日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第5条の規定は、昭和60年4月1日以後に受給資格の認定を受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に受給資格の認定を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月28日いわき市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年9月16日いわき市条例第32号抄）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 3 第2条の規定による改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例第2条第2項及び第5項並びに第4条第1項第2号の規定は、施行日以後に療養の給付等を受け、又は一部負担金を支払う者に係る医療費の給付について適用し、同日前に療養の給付等を受け、又は一部負担金を支払った者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月11日いわき市条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年6月30日いわき市条例第71号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定の適用に当たっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成9年7月31日までに受給資格の認定の申請をした者のうち、身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害等級が3級のもの又は療育手帳の交付を受けた者でその障害程度がBのもので、同年4月1日から施行日の前日までの間において受給資格を有していたものについては、改正後の条例第5条中「第7条に規定する受給資格の認定の日」とあるのは、「受給資格を有した日」とする。

附 則（平成10年3月31日いわき市条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年6月30日いわき市条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定の適用に当たっては、交付を受けた身体障害者手帳にヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害がある者として記載されている者でその障害の程度が3級のもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、平成10年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において改正後の条例の規定により新たに受給資格を有することとなったものに関し、施行日から平成10年7月31日までの間に受給資格の認定の申請があった場合においては、改正後の条例第5条中「第7条に規定する受給資格の認定の日」とあるのは、「受給資格を有した日」とする。

附 則（平成11年3月30日いわき市条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年3月29日いわき市条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（いわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例第4条第3項の規定は、平成13年1月1日以後に医療の給付を受けた、又は受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に医療の給付を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日いわき市条例第10号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第9条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月30日いわき市条例第89号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項及び第5項並びに第4条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第1項の規定は、施行日以後に受給資格の認定の申請をする者について適用し、施行日前に受給資格の認定の申請をした者については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第2項から第4項までの規定は、施行日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の支払について適用する。
- 5 新条例第14条第2項の規定は、施行日以後にした行為により給付を受け、又は支払を受けた者に係る医療費の返還について適用し、施行日前にした行為により給付を受けた者に係る医療費の返還については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日いわき市条例第9号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成19年4月30日までの間に限り、改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定に該当して新たに改正後の条例第8条に規定する受給資格の認定を受けた者に係る改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「受給資格の認定の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあるのは、「受給資格の認定の日の属する月」とする。

附 則（平成20年3月28日いわき市条例第14号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 新条例第5条第2項の規定は、平成20年7月1日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前

の例による。

附 則（平成22年3月31日いわき市条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日いわき市条例第36号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。
- 3 平成22年1月1日から平成23年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に限り、対象期間に療養の給付等を受けた小学生（いわき市小学生入院医療費の助成に関する条例（平成21年いわき市条例第24号）第2条第1項に規定する小学生をいう。）に係る第2条第2項の規定の適用については、同項中「療養の給付並びに」とあるのは、「療養の給付並びに入院時食事療養費、」とする。

附 則（平成24年3月21日いわき市条例第37号抄）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。（後略）
- 6 第3条の規定による改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例第5条第5項の規定は、施行日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、施行日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年8月30日いわき市条例第54号抄）

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市重度心身障害者医療費の給付に関する条例第5条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に療養の給付等を受ける者に係る医療費の給付について適用し、同日前に療養の給付等を受けた者に係る医療費の給付については、なお従前の例による。